

優先傍聴

裁判は、公開の法廷で行われますので、誰でも裁判を傍聴することができます。そして、被害者やご遺族等は、優先的に裁判を傍聴できる制度が設けられています。

1 被害者等が優先的に裁判を傍聴できる制度とはどのようなものですか。

裁判は公開されており、誰でも傍聴できますが、社会の関心の高い事件では、傍聴希望者が多いために、裁判所が抽選で傍聴券を発行する場合があります。

しかし、被害者やご遺族等のお立場にかんがみ、裁判所は、被害者やご遺族等の傍聴席の確保について、可能な限り配慮することとしています。

被害者やご遺族等が傍聴を希望される場合で、傍聴希望者が多数に上ることが予想される場合には、あらかじめ、事件を担当する裁判所や検察官・検察事務官にご相談ください。